

## ◇法人設立準備から事業開始までの流れ

〈摘要〉

●…法人で実施

○…県で実施

年度	法人設立認可及び施設設置認可	施設整備
法人設立前々年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>●設立準備                             <ul style="list-style-type: none"> <li>①設立準備委員会発足</li> <li>②設立準備会役員を選出</li> <li>③設立準備委員会の開催</li> <li>④事業計画・予算案の作成</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●施設建設準備                             <ul style="list-style-type: none"> <li>①施設建設計画(土地の確保、開発許可、農地転用、雑排水放水調整等の手続、建物基本構想)</li> <li>②資金計画(建築資金、運営資金)の策定</li> <li>③地元機関、住民との調整</li> </ul> </li> </ul>
法人設立前年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「法人設立協議書」の提出(地域福祉課へ)前年度の4月末 (※施設整備を伴わない場合は事業開始の10ヶ月前)</li> <li>○事業課及び地域福祉課(地区担当)によるヒヤリングの実施</li> <li>○施設整備及び法人認可審査会(法人設立協議の審査、施設整備補助案件の決定)</li> <li>○社会福祉審議会等への意見具申 (※入所型施設、補助金1億円以上の利用型施設)</li> <li>○法人設立協議の承認・不承認通知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「社会福祉施設等施設整備事前協議書」の提出(事業担当課へ)前年度の4月末 (※国、県、民間補助団体から交付金、補助(負担)金又は助成金を受けるものに限る)</li> <li>○事業課及び地域福祉課(地区担当)によるヒヤリングの実施</li> <li>○施設整備及び法人認可審査会(法人設立協議の審査、施設整備補助案件の決定)</li> <li>○社会福祉審議会等への意見具申 (※入所型施設、補助金1億円以上の利用型施設)</li> <li>○補助協議(国県補助、交付金、民間補助)</li> <li>○補助協議施設の公表(県ホームページ)</li> <li>●福祉医療機構へ「借入申込書」の提出</li> </ul>
法人設立予定年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「法人設立認可申請書」の提出</li> <li>○法人設立認可(書類審査) ⇨ ○設立認可法人の公表(県ホームページ)</li> <li>●設立登記(2週間以内) ⇨ ●法人設立の公告</li> <li>●「寄附財産移転完了報告」の提出(1ヶ月以内)</li> <li>●第1回理事会(評議員選任・解任委員会の設置、評議員候補者の推薦)</li> <li>●評議員選任・解任委員会による評議員の選任</li> <li>●第2回理事会(評議員会開催に関する決議:開催日時、場所、議案等)</li> <li>●評議員会の開催(役員を選任・報酬額・報酬基準等)</li> <li>●第3回理事会(理事長選定等) ⇨ ●理事長の登記(2週間以内)</li> <li>●「施設設置認可申請書(又は設置届)」の提出(担当事業課へ)</li> <li>○施設設置認可(書類審査)</li> <li>●「介護保険関係事業者指定申請書」の提出</li> <li>○介護保険関係事業者指定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国庫補助金内示(補助内示は5月末) ⇨ ○補助内示施設の公表</li> <li>●福祉医療機構貸付内定受理</li> <li>●「国県補助金交付申請書」の提出</li> <li>●実施設計書作成・審査依頼 ⇨ ○設計審査の実施(営繕課) (①契約担当者の指名②設計事務所の決定③設計図書の承認)</li> <li>●入札参加業者の審査依頼 ⇨ ○入札参加業者の助言(営繕課) (①入札スケジュールの作成②入札方法の決定③入札参加資格の決定④参加業者の募集)</li> <li>●入札実施・工事請負契約の締結 (①入札への立会②入札結果及び入札が適正に実施された旨の立会人の署名)</li> <li>●入札結果報告 ⇨ ○入札結果の公表(県ホームページ掲載) (①法人掲示板に落札業者・落札金額の公表②県への入札結果報告書の提出)</li> <li>●工事着工報告、中間・竣工検査依頼 ⇨ ○中間・竣工検査の実施(事業課・営繕課) (①工事着工報告②工事進捗状況報告③工事中間届④工事完了届の提出)</li> <li>●福祉医療機構貸付契約 (①貸付契約関係書類②事業完成報告書の提出)</li> <li>●建築確認・建物所有権保存登記</li> </ul>

●「国県補助金実績報告書」の提出(整備完了翌年度の4月末) ⇨ ○補助金確定(翌年度5月末)

※施設整備の助成制度には、国及び県の補助(負担)金や独立行政法人福祉医療機構による融資制度のほか、平成17年度から「地域介護・福祉空間整備等交付金」「次世代育成支援対策施設整備交付金」「民間補助(JKA・日本財団・中央競馬)金」がある。

**根拠法令(県)**

- ◆ 島根県社会福祉法人設立認可審査要綱(R3.7.20改正)
- ◆ 島根県社会福祉法人設立事前審査基準(R1.6.17改正)
- ◆ 島根県社会福祉法人設立事前審査要領(R1.6.17改正)
- ◆ 島根県社会福祉施設等の整備手続きに関する要綱(R4.4.1改正)
- ◆ 島根県社会福祉施設等施設整備事業及び医療施設等施設整備事業に係る検査実施要綱(R3.12.15改正)

**根拠法令(国)**

- ◆ 社会福祉法人の認可について(H12.12.1 局長通知R2.12.25改正)
- ◆ 社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について(H13.7.23局長通知 H30.3.30改正)
- ◆ 社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて(H29.3.29課長通知)
- ◆ 社会福祉法人の認可について(H12.12.1課長通知 R3.3.31改正)
- ◆ 国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて特別養護老人ホームを設置する場合の要件緩和について(H12.8.22 局長通知)
- ◆ 国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて既設法人が福祉ホームを設置する場合の要件緩和について(H12.9.8 局長通知 H24.3.30改正)
- ◆ 国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について(局長通知 R2.1.23改正)
- ◆ 居宅介護等事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について(H12.9.8 局長通知 H26.3.28改正)
- ◆ 共同生活援助事業等の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について(H30.3.30局長通知)
- ◆ 社会福祉法(S26法律45号) ◆ 社会福祉法施行令(S33政令185号) ◆ 社会福祉法施行規則(S26省令28号)
- ◆ 組合等登記令(S39政令29号)

**県への提出書類**

法人設立認可及び施設設置認可	施設整備
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 島根県社会福祉法人設立協議書及び添付書類</li> <li>◆ 社会福祉法人設立認可申請書及び添付書類</li> <li>◆ 寄附財産移転完了報告</li> <li>◆ 施設設置認可申請書</li> <li>◆ 介護保険関係事業者指定申請書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 社会福祉施設等整備事業事前協議書及び個別調書</li> <li>◆ 福祉医療機構借入申込書</li> <li>◆ 国県補助金交付申請書</li> <li>◆ 入札参加業者届出(様式1) ◆ 入札結果報告(様式2) ◆ 工事中間点届出書(様式3) ◆ 工事完了時点届出(様式4)</li> <li>◆ 国県補助金実績報告書</li> </ul>